

森林環境税を活用した森林づくり成果報告

森林整備現場見学会 参加募集

富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山塊と四方を日本を代表する名山で囲まれた山梨県は、県土の78%を森林が占めています。

土砂災害等を防止する「国土保全機能」、湧水や洪水を緩和しながら良質な水を育む「水源かん養機能」など、私たちの暮らしに欠かせない森林をこれまで以上に適切に整備し、健全な森林を次代へ引き継ぐため、県では平成24年4月から森林環境税を導入し、個人については年額500円、法人については年額の均等割額の5%相当額を県民税の超過課税分として納付していただいています。

このたび、森林環境税を活用して実施した森林整備（間伐）の現場を見学し、事業の成果を実感していただくために「森林整備現場見学会」を峡東地域と峡南地域の2コースで開催します。

大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

① 峡東地域コース(定員60名)

日 時 | 平成27年11月4日(水曜日) 8時30分集合、15時20分散会(予定)
と ころ | 笛吹市境川町大窪の森林整備(間伐)の現場 ~ 風土記の丘研修センター
集合場所 | 県庁・風土記の丘第3駐車場

② 峡南地域コース(定員60名)

日 時 | 平成27年11月6日(金曜日) 8時00分集合、16時10分散会(予定)
と ころ | 南部町大字万沢の森林整備(間伐)の現場 ~ 南部町役場本庁舎
集合場所 | 峡南地域県民センター・身延総合文化会館・南部町役場本庁舎

※①、②とも集合場所からマイクロバスで現場に移動します。

- 参 加 料 | 無料
- 持ち物・服装 | 弁当、飲み物、手袋、雨具は各自持参してください。
- そ の 他 | 主催者側で傷害保険に加入します。
- 申 込 方 法 | ハガキ・FAX・Eメールにて、
①希望コース ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号 ⑤生年月日
⑥集合場所をご記入のうえ、下記連絡先までお申込みください。
- 募 集 期 限 | 平成27年10月23日(金曜日)

お問い合わせ
・お申し込み

山梨県森林環境部森林環境総務課

TEL : 055-223-1634 FAX : 055-223-1636
E-mail : sinkan-som@pref.yamanashi.lg.jp



森林環境税

県民税均等割額に下記の額を上乘せ(超過課税)して納めていただきます。

個人

年額 500円

- 県内に住所がある方^{※1}
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方^{※1}

※1 次の方には課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方
- 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

法人

均等割額の5%^{※2}

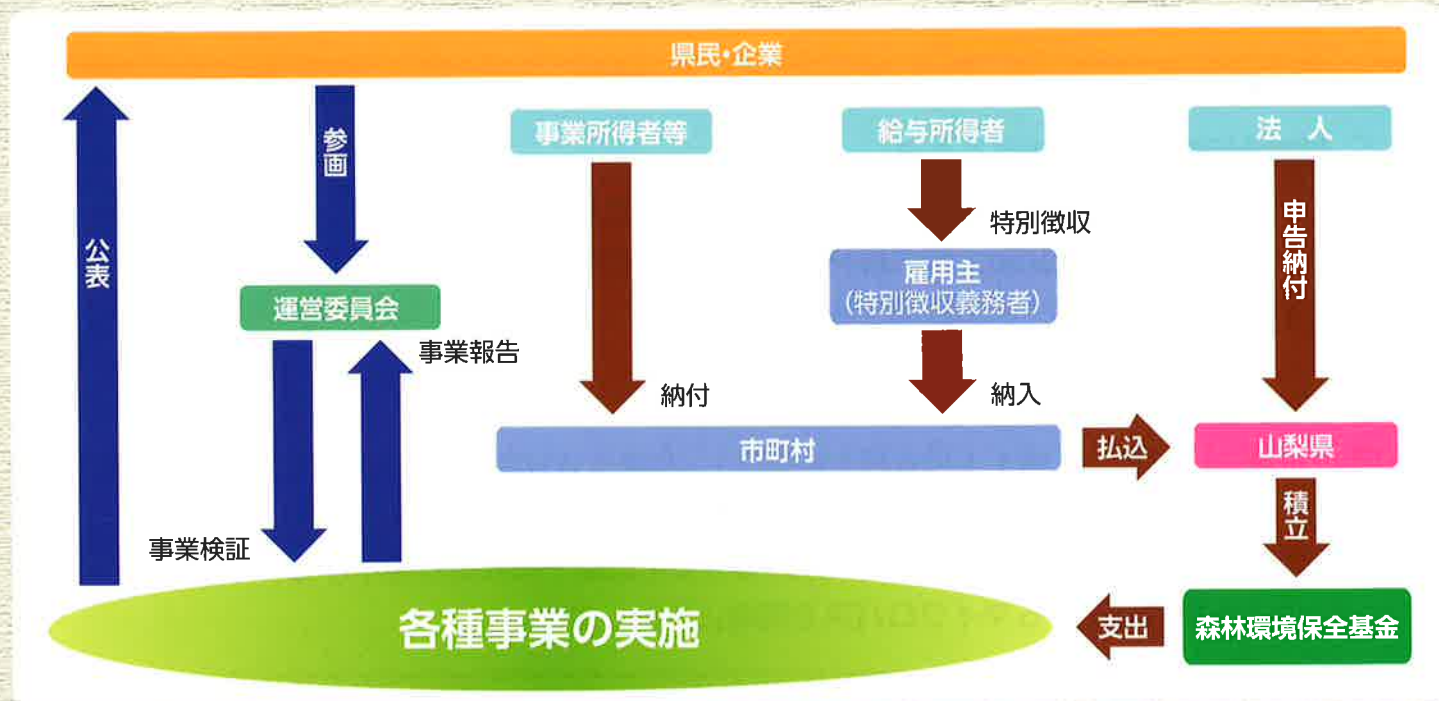
- 県内に事務所、事業所、寮等をもっている法人等

※2 平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税対象となります。



森林環境税の仕組み

下記の図は森林環境税による事業の流れを示しています。



- 個人の方については個人県民税として、法人等については法人県民税として納めていただきます。
- 森林環境税による税収は、森林環境保全基金へ積み立て、透明性を確保します。
- 運営委員会を設置し、事業の検証を行い、広く意見を反映できる仕組みとします。



お問い合わせ

税を活用した事業について

山梨県庁森林環境部森林環境総務課 … 055-223-1634

中北林務環境事務所 … 0551-23-3089

峡東林務環境事務所 … 0553-20-2722

峡南林務環境事務所 … 055-240-4168

富士・東部林務環境事務所 … 0554-45-7813

税の仕組みについて

山梨県庁総務部税務課 … 055-223-1387

やまなし森づくり

検索

